

1.4.6 交通計画

(1) 自動車等動線計画

本事業の供用時における自動車等動線計画は、図 1.4-6、図 1.4-7 に示すとおりである。また、方面別の走行台数は表 1.4-6 に示すとおりである。

来客車両及び荷さばき車両の主要な走行ルートは、一般国道 246 号（厚木街道）、主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）及び一般国道 409 号を想定している。来客車両は 2,344 台/日、荷さばき車両は 21 台/日を計画している。

表 1.4-6 方面別の走行台数

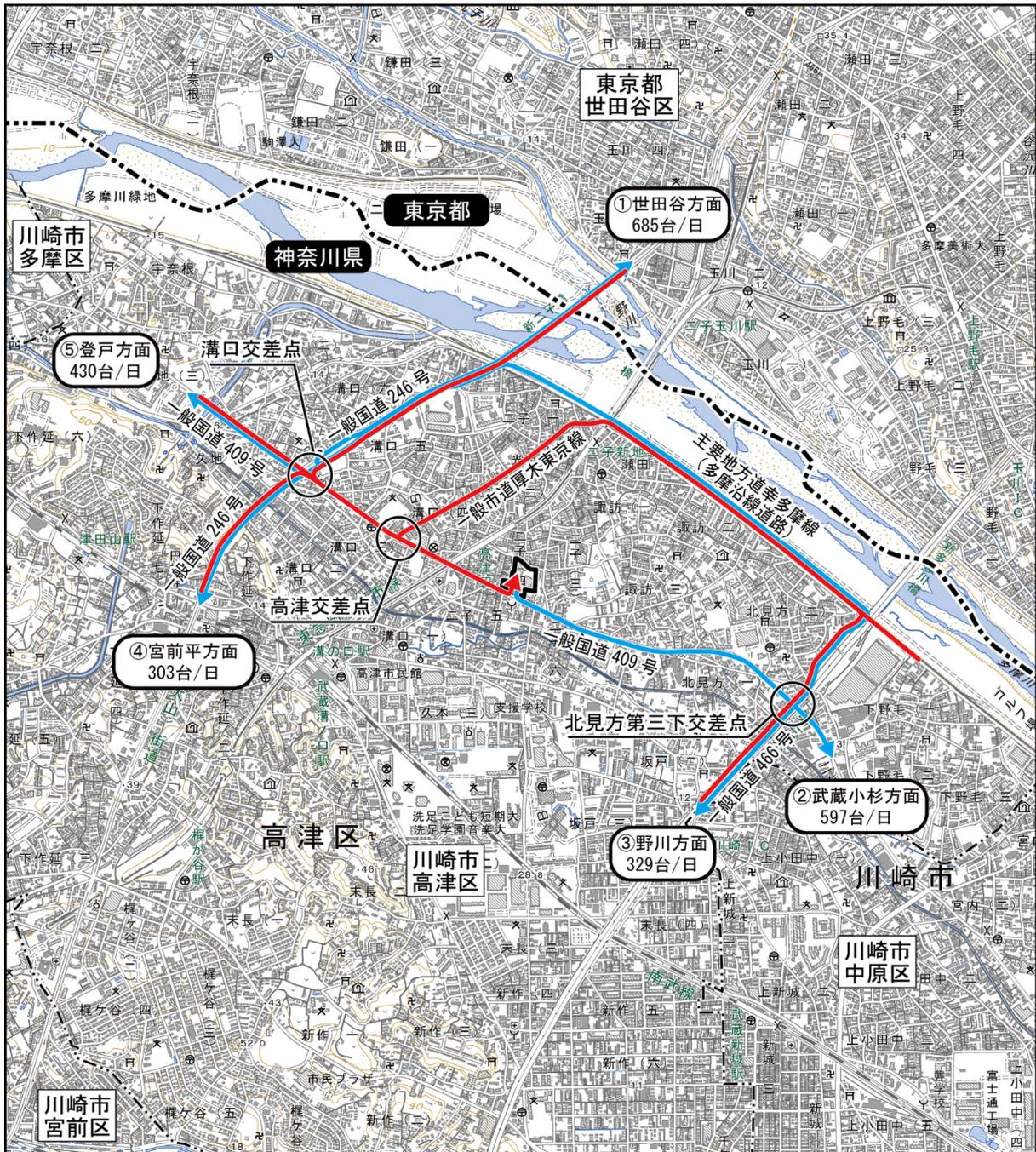
区 分	方面別走行台数（台/日、片道）					合 計 （台/日）
	①世田谷方面	②武蔵小杉方面	③野川方面	④宮前平方面	⑤登戸方面	
来客車両	約 685	約 597	約 329	約 303	約 430	約 2,344

(2) 歩行者等動線計画

本事業の供用時における歩行者等動線計画は、図 1.4-8 に示すとおりである。

歩行者は接道である一般国道 409 号の歩道を通行し、計画地南側から計画建築物に出入りする計画である。

自転車駐輪場及び自転車動線は計画地南東側及び南西側に設ける計画である。自転車は接道である一般国道 409 号を通行し、計画地南側から出入りする計画である。



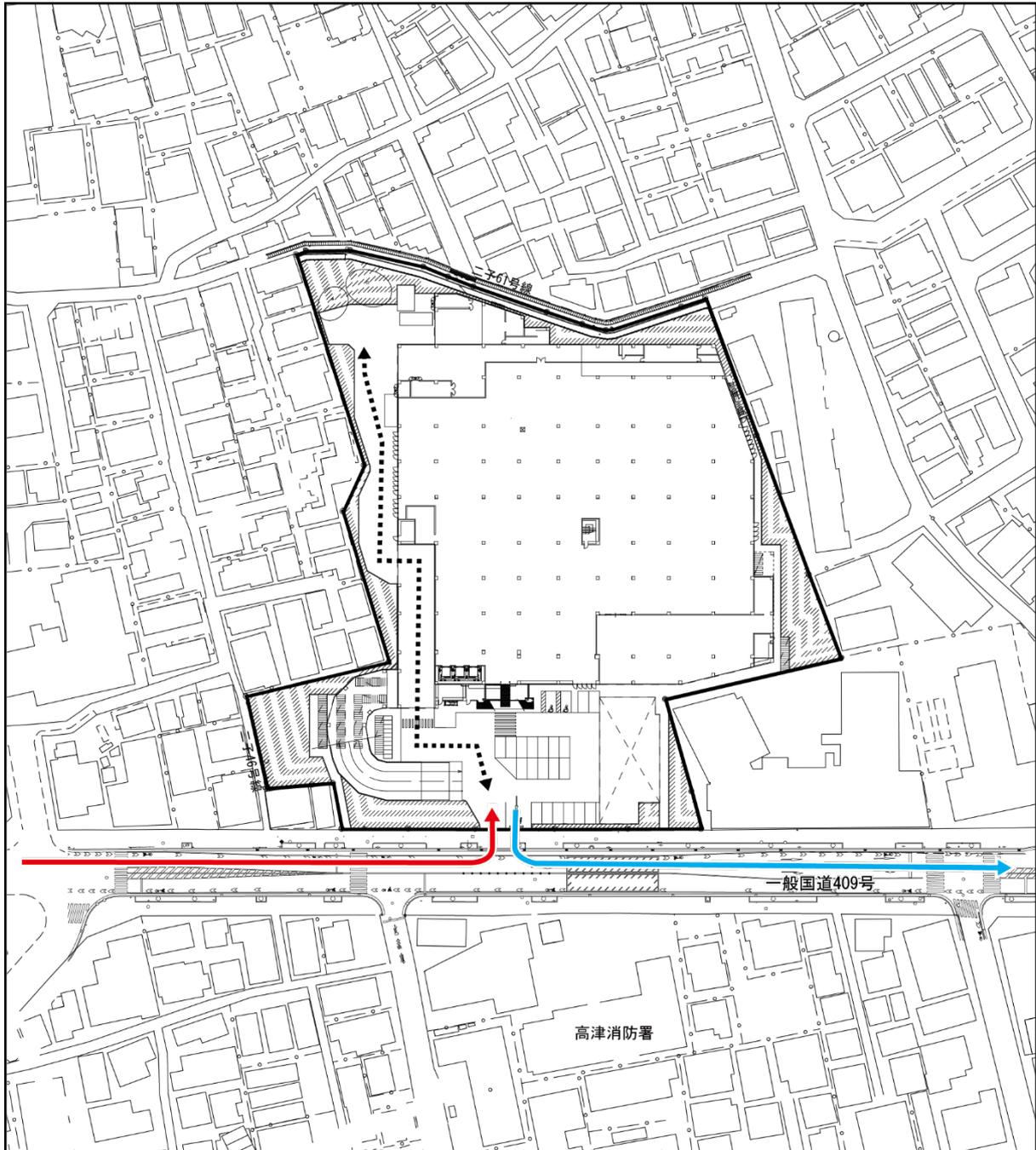
凡 例

	計画地		都県界		区界
	入庫経路				
	出庫経路				
	主要交差点				

1 : 25, 000

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 1.4-6 供用時における自動車等動線計画

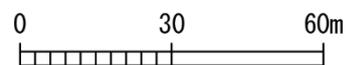


凡例

-  計画地
-  来客車両・自動二輪・荷さばき車両入庫経路
-  来客車両・自動二輪・荷さばき車両出庫経路
-  荷さばき車両動線

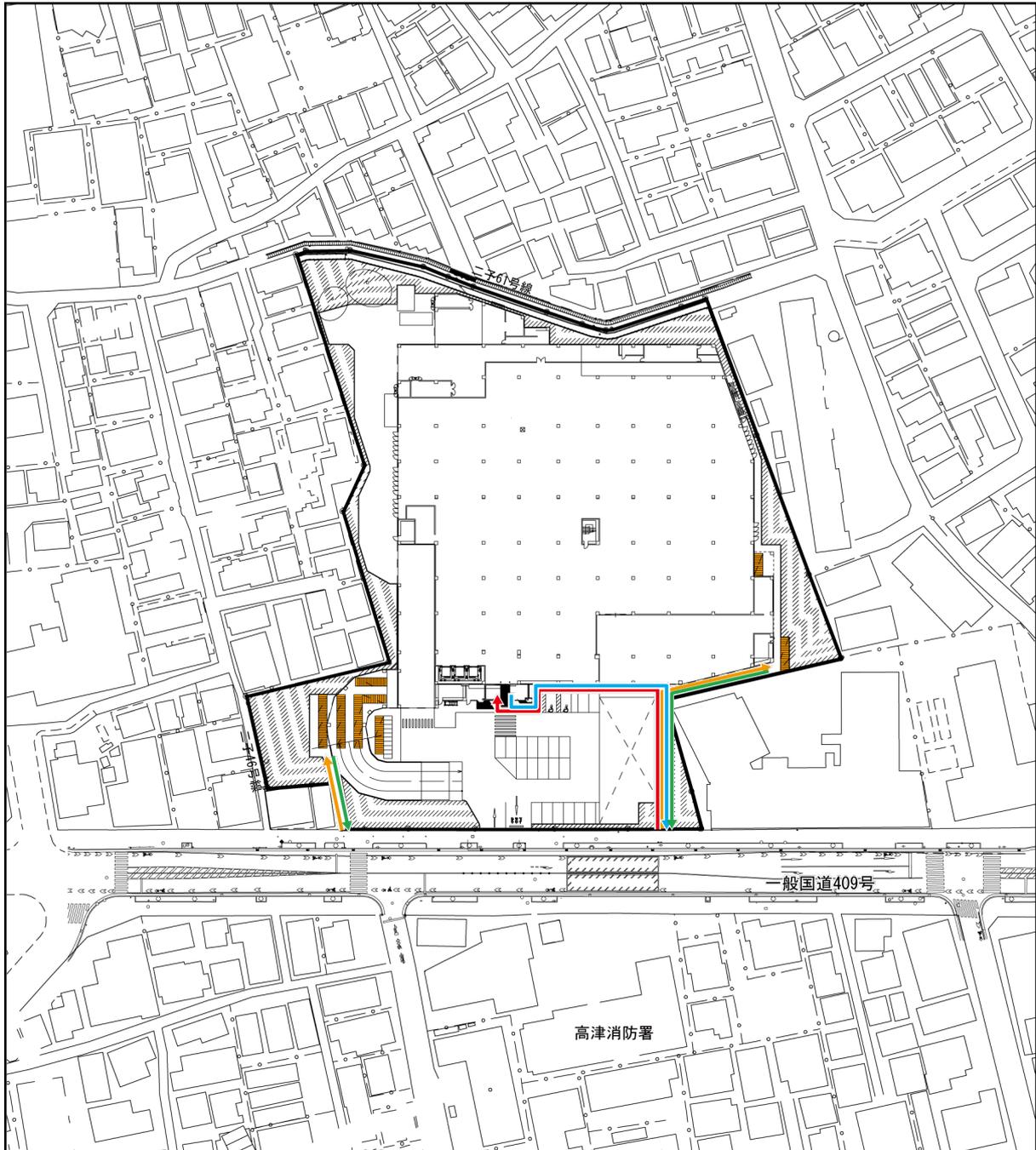


1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-7 供用時における自動車等動線計画（来客、自動二輪、荷さばき）

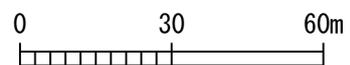


凡 例

-  計画地
-  歩行者入場動線
-  歩行者退場動線
-  自転車入庫経路
-  自転車出庫経路
-  駐輪場



1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-8 供用時における歩行者等動線計画（歩行者、自転車）

1.4.7 供給施設計画

(1) 給水施設計画

給水施設計画は図 1.4-9 に示すとおりである。

計画地への給水は、一般国道 409 号側より給水管を引き込む計画である。

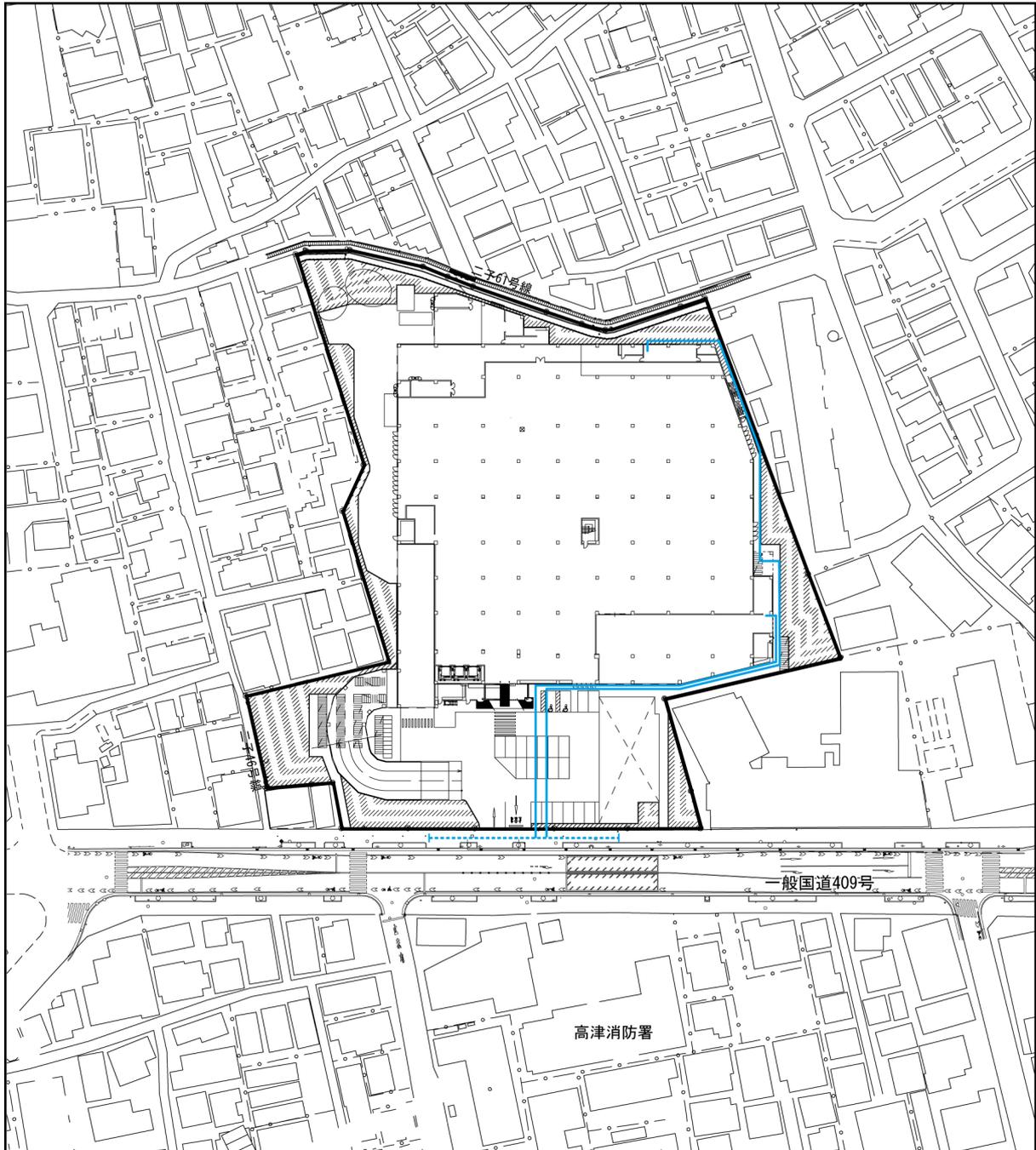
(2) 電力供給計画

電気供給計画は図 1.4-10 に示すとおりである。

計画地への電力供給は、計画地北側にある電力引込点より普通高圧 1 回線を引き込む計画である。

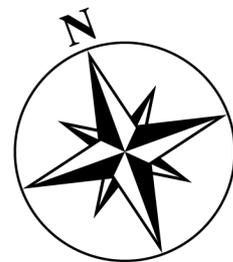
(3) ガス供給計画

本施設での都市ガスの利用については、協議・検討中である。

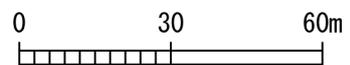


凡例

-  計画地
-  給水管
-  給水本管

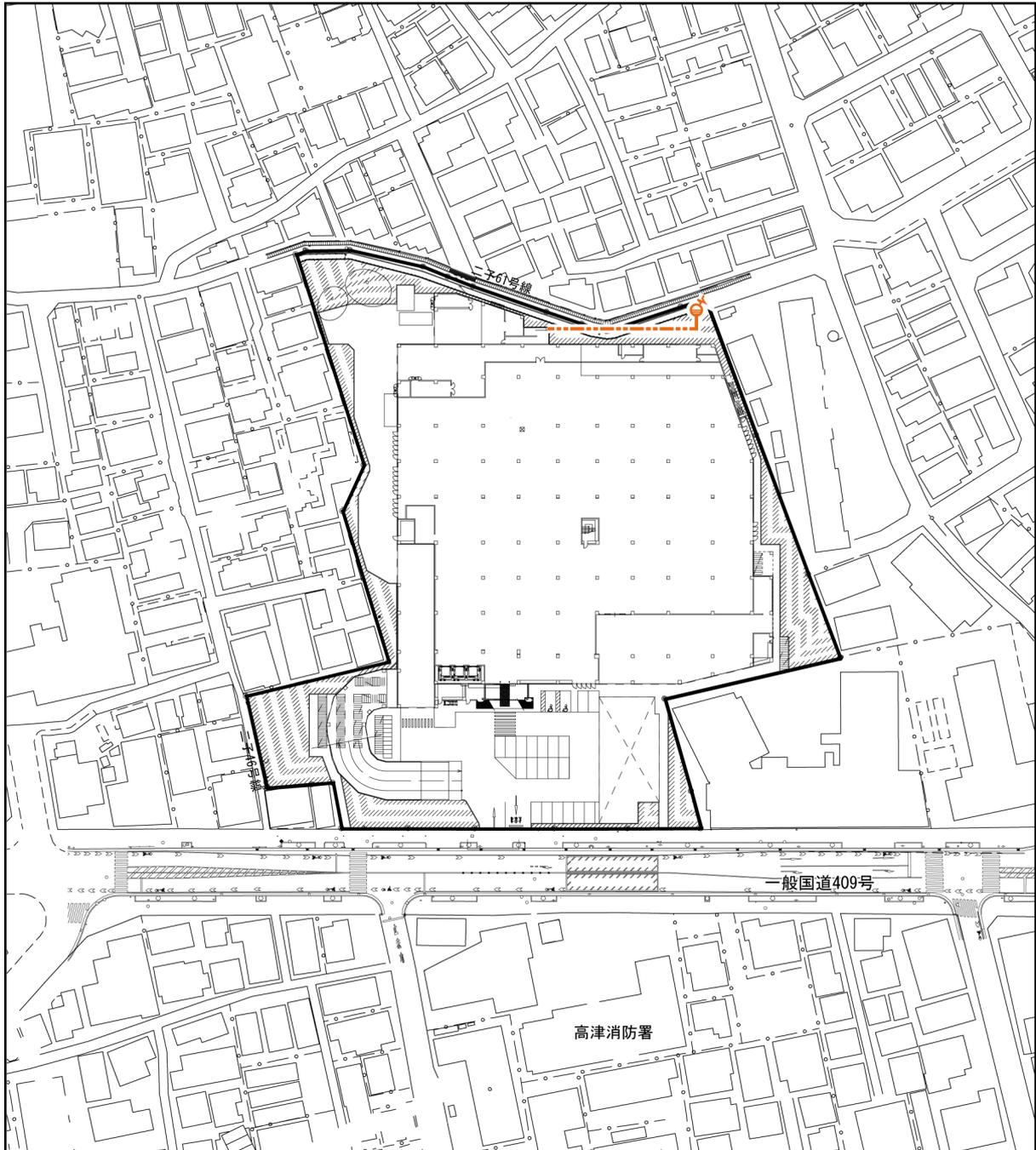


1:1,500



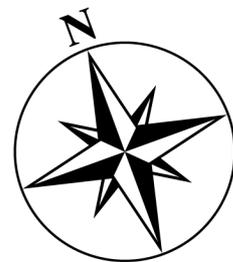
注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-9 給水施設計画図

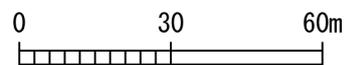


凡 例

-  計画地
-  新設送電線
-  電力引込点
-  受電点



1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-10 電力供給計画図

1.4.8 排水施設計画

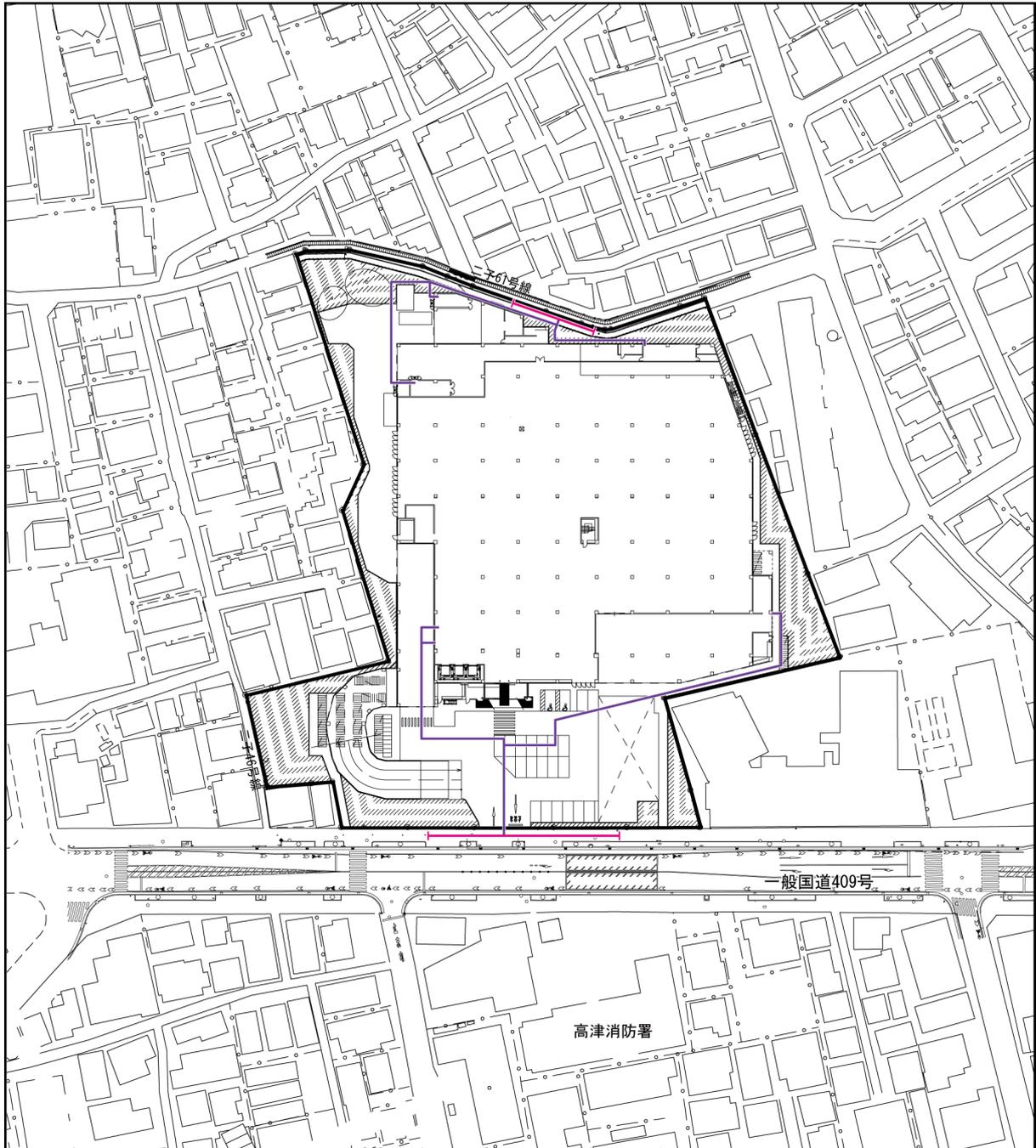
(1) 排水計画

排水計画は図 1.4-11 に示すとおりである。

本施設の排水は、下水管を利用し接道の一般国道 409 号、一般市道二子 61 号線の下水本管（污水管）に接続する計画である。

(2) 雨水排水計画

雨水排水計画については、建築物の地下または屋外に雨水貯留槽を設ける計画であるが、設置場所や容量は検討中である。雨水排水は公共下水（雨水管）へ接続する計画である。

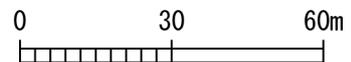


凡例

- 計画地
- 下水管
- 下水本管



1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-11 生活排水・汚水排水計画図

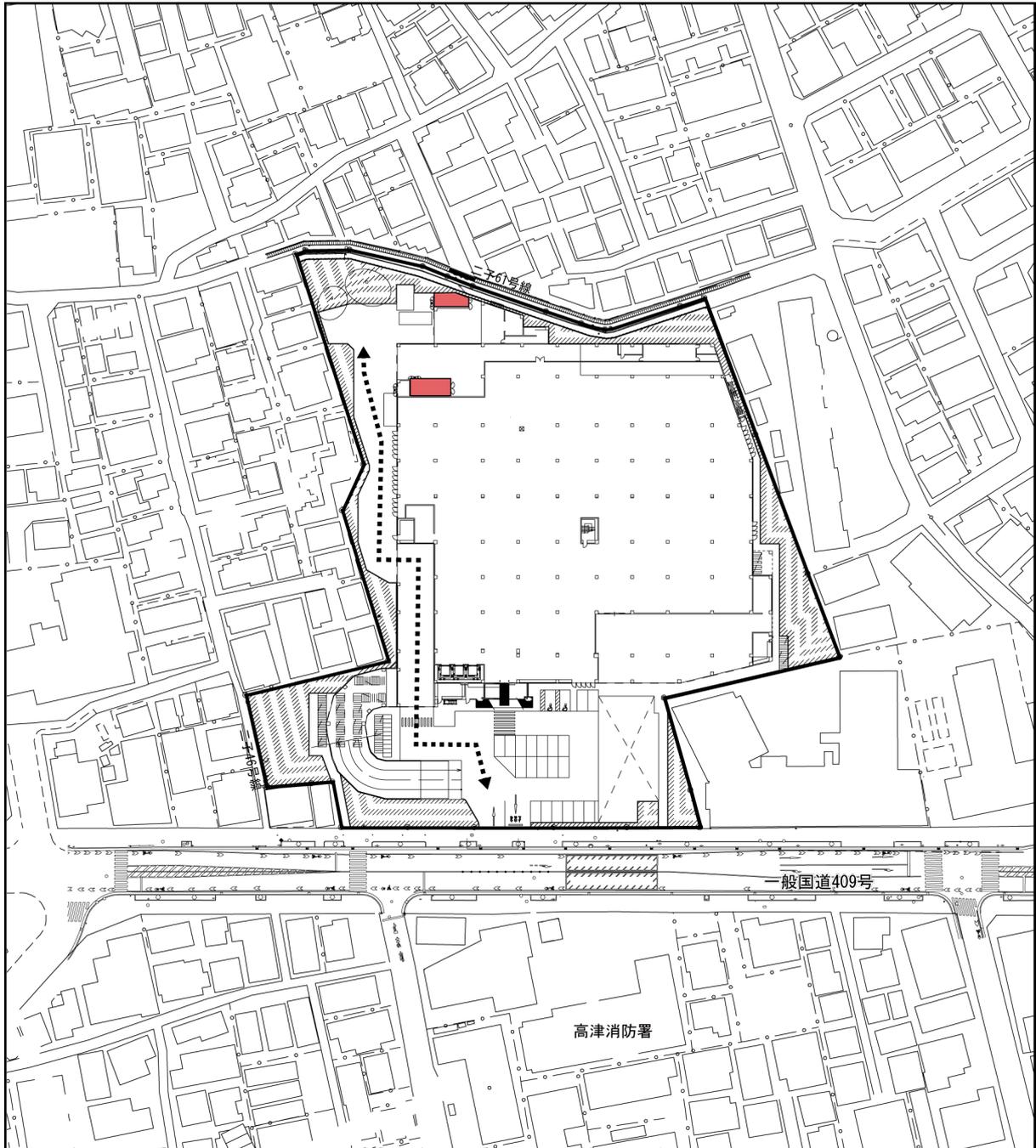
1.4.9 廃棄物処理計画

ゴミ置き場の位置は図 1.4-12 に示すとおりである。

計画建築物内のスペースにゴミ置き場を設置する計画である。

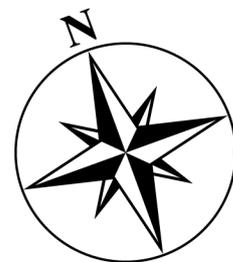
本事業では事業系一般廃棄物、産業廃棄物の排出を予定している。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理する計画である。事業系一般廃棄物は、廃棄物の種類に応じ、自己搬入による川崎市の処理センターへの持ち込み、又は古紙業者及び川崎市の許可を受けた収集運搬業者等に委託し、適切に処理する計画である。

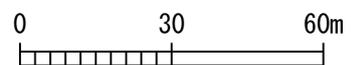


凡 例

-  計画地
-  ゴミ置き場
-  廃棄物収集車両動線



1:1,500



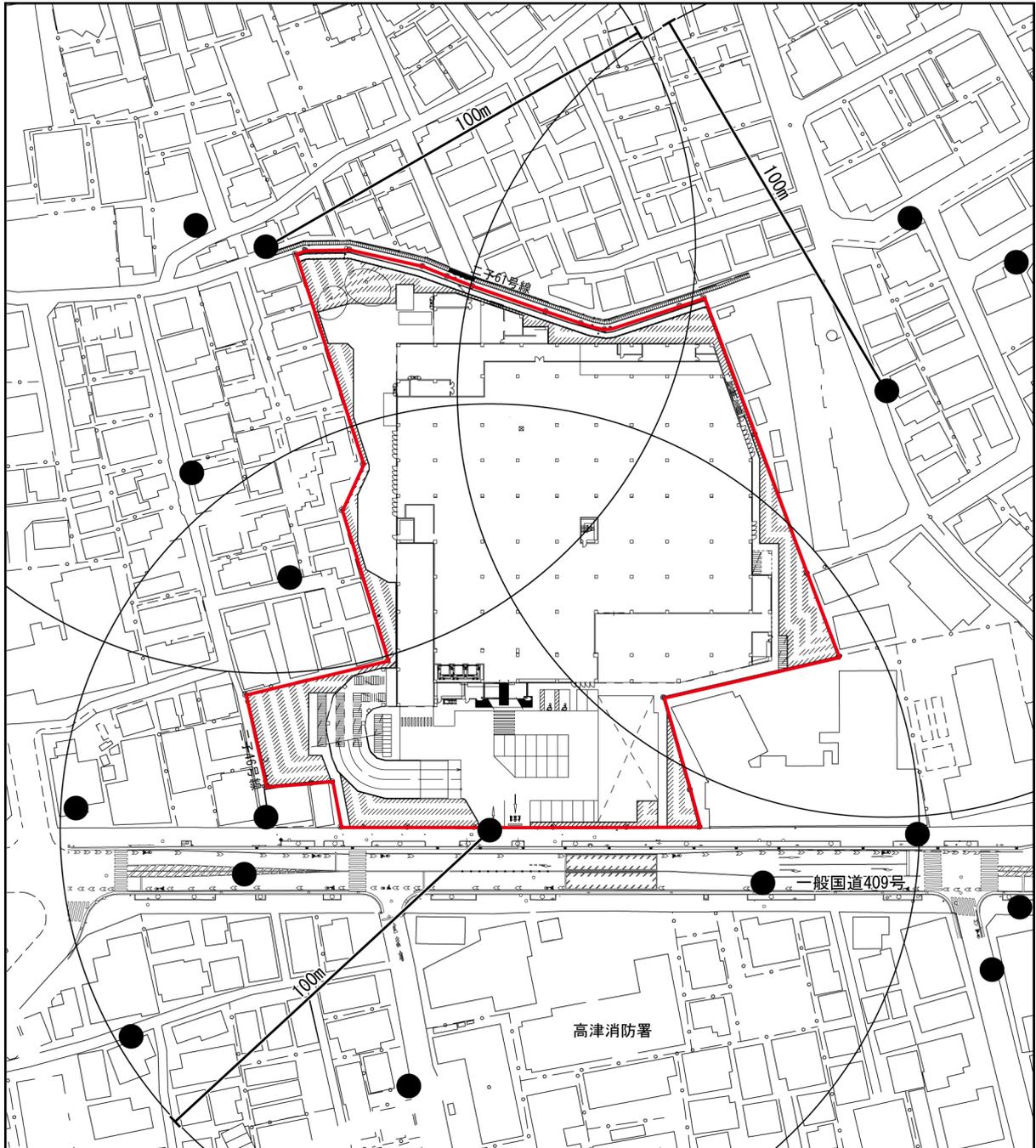
注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-12 ゴミ置き場位置図

1.4.10 防・消火計画

防・消火計画は図 1.4-13 に示すとおりである。

消火栓は既存消火栓の 100m 範囲に計画地が包含されているため、消火栓の新設は行わない計画である。

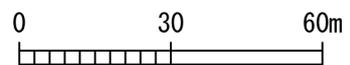


凡例

- 計画地
- 既設消火栓位置
- 既設消火栓の消防水利圏域



1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-13 防・消火計画図

1.4.11 熱源計画

本事業で利用する空調は電気による熱源方式とし、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に定める排煙に係る指定施設に該当する設備は設置しない計画である。

本計画で使用する室外機等は、各階の設備スペースに設置予定である（詳細は「4.3.1 騒音」（p. 206～207）を参照）。

1.4.12 施工計画

(1) 工事概要

主な工種別工事内容は表 1.4-7 に、工種概要は以下に示すとおりである。計画地の既存建築物及び基礎等の地中埋没物等を撤去する「解体工事」、計画建築物を建設する「新築工事」を行う計画である。

表 1.4-7 主な工種別工事内容

工 種		主要工事内容	主要建設機械
解体工事	ア. 準備工事	仮囲い等設置	ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
	イ. 解体工事	木・鉄筋コンクリート・ 鉄骨破砕・小割・廃材積込	バックホウ(0.15~0.75m ³) ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
新築工事	ア. 仮設工事	足場等設置	ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
	イ. 山留工事	山留、根切り工事	バックホウ(0.15~0.75m ³) ラフタークレーン(16~60t) 発電機(50~149KVA) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	ウ. 杭工事	杭工事	バックホウ(0.15~0.75m ³) 杭施工機(80t) ラフタークレーン(16~60t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) コンテナ車(4t) トラック(4~10t) トレーラー(25t) セメントローリー(12t)
	エ. 土工事	土工事	バックホウ(0.15~0.75m ³) ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
	オ. 基礎躯体・上部躯体工事	基礎躯体・地上躯体	バックホウ(0.15~0.75m ³) ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) コンテナ車(4t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) コンクリートポンプ車(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	カ. 鉄骨工事	柱、梁、骨組み	ラフタークレーン(16~60t) コンテナ車(4t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	キ. 外装工事	外壁、屋根、外装設備	ラフタークレーン(16~60t) コンテナ車(4t) トラック(4~10t)
	ク. 内装工事	内装等	トラック(4~10t)
	ケ. 外構工事	植栽、舗装等	バックホウ(0.15~0.75m ³) ラフタークレーン(16~60t) ダンプ(4~10t) コンテナ車(4t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) トラック(4~10t)

ア 解体工事

(ア) 準備工事

仮囲い等の設置を行う。

(イ) 解体工事

新築工事に先立ち、計画地の既存建築物、基礎等の地中埋没物等の撤去を行う。

汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）等に準拠し、適切に処理する。

また、「大気汚染防止法」に準拠し、適切に石綿の調査等を実施する。

イ 新築工事

(ア) 仮設工事

建築工事を円滑に行うために必要な設備や足場等の設置を行う。

(イ) 山留工事

山留工事を行う。根切りで発生した掘削土は、バックホウ等にて集積を行い、ダンプに積込み場外に搬出する。一部埋戻しには現場発生土もしくは購入土を使用する。

(ウ) 杭工事

杭工事を行う。

(エ) 土工事

土工事を行う。

(オ) 基礎躯体・上部躯体工事

移動式クレーンを用いて鉄筋、型枠等の資材揚重を行い、コンクリートポンプ車にてコンクリート打設を行う。

(カ) 鉄骨工事

柱や梁等の骨組みの組み立てを行う。

(キ) 外装工事

躯体工事完了後、順次外装工事を行う。

(ク) 内装工事

躯体工事及び先行設備配線・配管作業が完了した部分より、順次内装工事を行う。また、電気、照明、空調等各種設備の設置を行う。

(ケ) 外構工事

躯体工事、外装工事の進捗に応じて、付属建築物、車路の舗装、植栽工事等を施工する。

全体の工事工程は、表 1.4-8 に示すとおりである。

表 1.4-8 工事工程表

工事工程	着工後延べ月																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
準備工事																				
解体工事																				
仮設工事																				
山留工事																				
杭工事																				
土工事																				
基礎躯体・上部躯体工事																				
鉄骨工事																				
外表工事																				
内装工事																				
外構工事																				
諸検査																				
建設機械 (台/日)																				
①バックホウ	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	0	2	0	1	0	0	2	1	0
②杭施工機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ワカケレーン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	3	2	1	1	1	0
④発電機	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤クレーン	2	4	4	4	4	4	4	4	1	14	16	0	15	0	0	0	0	0	1	1
⑥コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	0
⑦コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	4	0	12	11	0	0	1	1
⑧コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
⑨クレーン	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	3	3	3	3	3	4	2	0
⑩トラクター	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	2	2	1	0	0	0	0
⑪モーターローラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(1日台数)	4	7	7	7	7	7	7	7	10	25	27	12	29	8	23	19	6	6	11	7
①バックホウ	0	6	6	6	6	6	6	6	47	38	61	0	45	0	10	0	0	0	44	26
②杭施工機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ワカケレーン	10	10	10	10	10	10	10	10	16	10	33	30	13	45	62	28	12	10	9	9
④発電機	0	0	0	0	0	0	0	0	44	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤クレーン	50	100	100	100	100	100	100	100	20	345	400	0	360	0	0	0	0	23	21	0
⑥コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	6	6	9	12	12	27	27	15	0
⑦コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	150	100	0	300	260	0	0	9	0
⑧コンクリートポンプ車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	0	18	12	0	0	0	0
⑨クレーン	10	10	10	10	10	10	10	10	31	34	41	82	64	73	57	55	62	79	48	0
⑩トラクター	0	0	0	0	0	0	0	0	28	21	2	0	2	30	30	5	0	0	0	0
⑪モーターローラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(月延べ台数)	70	126	126	126	126	126	126	126	186	529	558	230	610	148	505	374	94	99	191	128
搬入車両 (建設機械⑤～⑩)	3	5	5	5	5	5	5	5	5	19	22	10	26	6	19	17	5	8	5	0
通車車両	60	110	110	110	110	110	110	110	78	428	465	198	553	105	433	348	83	90	140	93
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	750	800	1,000	750	875	1,050	1,300	1,450	1,325	950	150
合計(月延べ台数)	160	210	210	210	210	210	210	210	178	1,178	1,215	998	1,588	855	1,308	1,398	1,383	1,540	1,465	1,043

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

(2) 仮設計画

仮設計画は図 1.4-14 に示すとおりである。

工事中は、各棟の敷地外周には鋼版製の仮囲い（高さ約 2m）を設置する計画である。また、工事ゲートについて、敷地南側の一般国道 409 号に 1 箇所設置する計画である。

(3) 工事中排水計画

工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により濁水処理した後、公共下水（雨水管）へ放流し、適正な排水の維持に努める。

(4) 工事の作業時間

工事の作業時間は、内装工事などの屋内での静作業を除き、原則として午前 8 時～午後 6 時（休憩時間 正午から午後 1 時、日曜日を除く）までとし、前後 1 時間程度は工事の準備及び片付け等を実施する。

ただし、コンクリート打設等のように工事の性質上、作業の中断が困難である場合や天候などの事情により作業時間及び日程に変更が生ずる場合等の事情により作業時間及び日程に変更がある場合には、工事を行うことがある。

(5) 交通安全対策

工事用車両出入口には誘導員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める計画である。

(6) 工事用車両運行計画

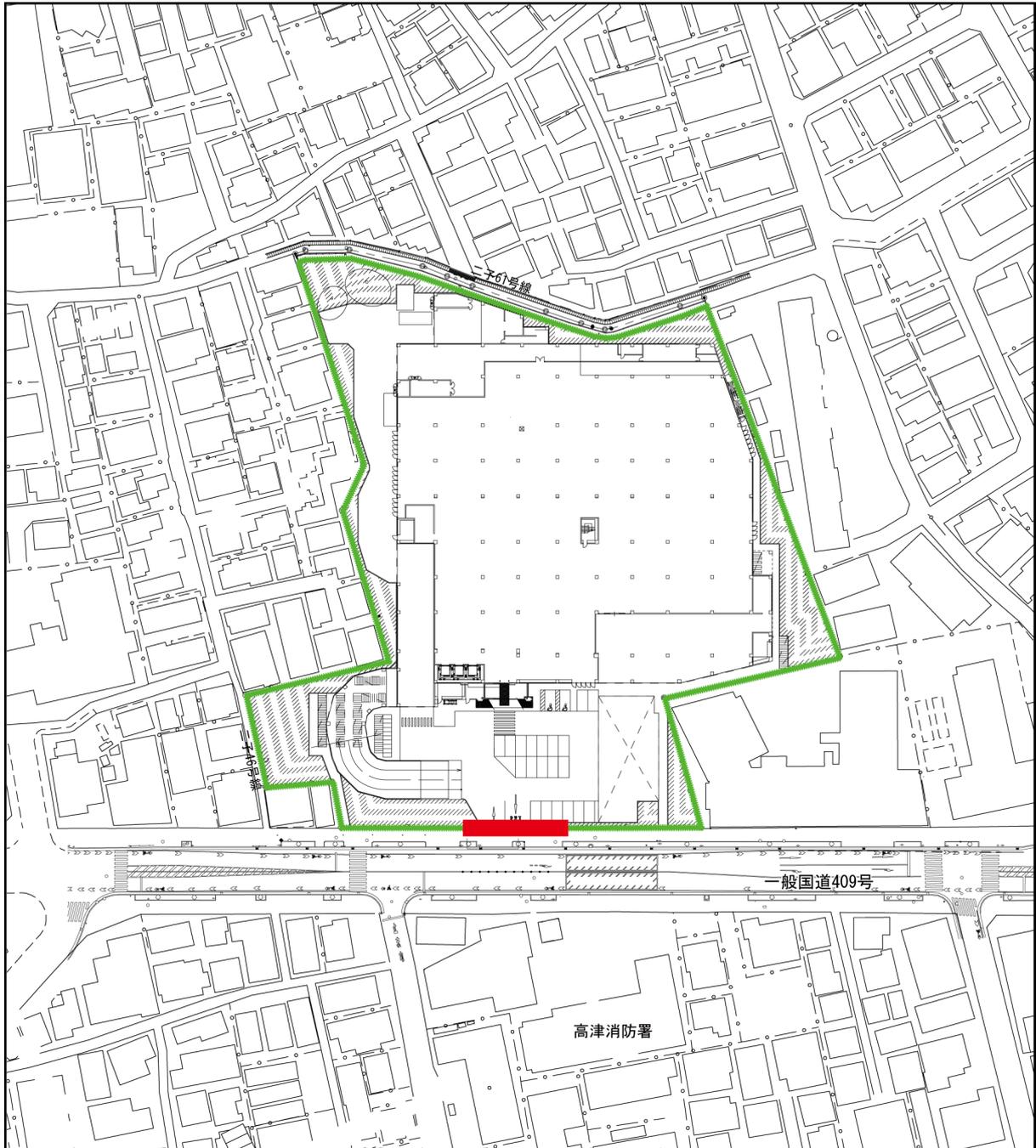
工事用車両の走行ルートは図 1.4-15 に示すとおりである。

工事用車両は、一般国道 409 号から計画地へ左折入庫する。退場時は左折出庫し北見方第三下交差点を經由して各方向へ走行する計画である。

工事用車両の計画ピーク日台数を、表 1.4-9 に示す。1 日あたりの工事用車両のピーク日台数は、着工後延べ月で 12 ヶ月目の 66 台/日である。搬出入車両（大型車）が 26 台/日、小型車車両が 40 台/日を計画している。

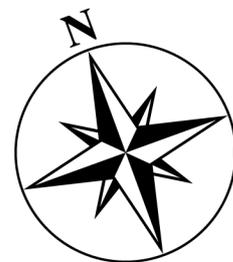
表 1.4-9 工事用車両の計画ピーク日台数（片道台数）

区分	着工後延べ月 12 ヶ月目
搬出入車両（大型車）	26 台/日
通勤用車両（小型車）	40 台/日
合計	66 台/日

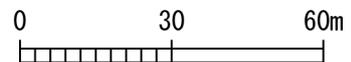


凡例

- 仮囲い (2m)
- 工事用ゲート

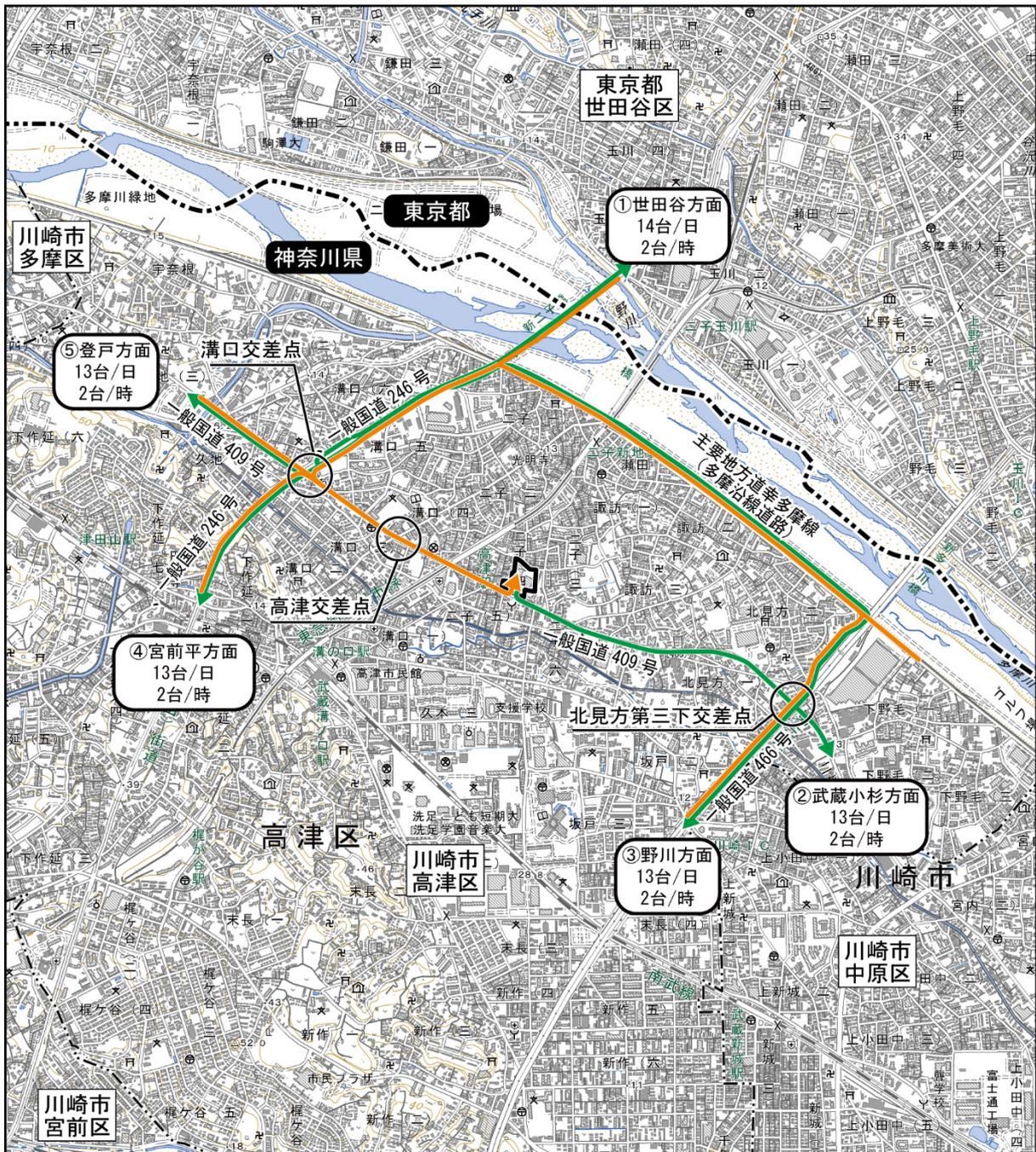


1:1,500



注：この地図は、川崎市発行の1/2,500地形図（高津）を使用したものである。

図 1.4-14 仮設計画及び工事車両出入口図



凡 例

	計画地		区界
	入庫経路		
	出庫経路		
	主要交差点		

N

1:25,000

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 1.4-15 工事車両走行ルート

(7) 工事中の安全対策及び環境保全対策

工事に係る安全対策及び環境保全対策として、次の事項を実施する計画である。

ア 安全対策

- ・工事実施に先立ち、指揮・命令系統を記載した現場体制表を作成し、責任体制を明確にし、外部からの問い合わせにも適切かつ迅速に対応できるようにする。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者、特に通学中の児童の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。
- ・工事用車両の運転者に対し、適宜安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転を心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底し、歩行者及び自転車、一般車両の安全を確保する。
- ・工事用車両の運行管理を適切に実施し、計画地周辺の待機車両の発生防止を徹底する。
- ・工事用車両の待機場所を工事区域内に極力確保し、待機車両が発生しないよう努める。

イ 環境保全対策

- ・解体工事、新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内の散水、防じんシートの設置及び清掃を適切に実施する。
- ・建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型・低騒音型を使用し、工法についても極力騒音及び振動の影響が小さい工法を採用する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械が稼働する時間帯や場所の効率化・平準化に努め、建設機械の集中的な稼働を抑制する。
- ・工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。
- ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。
- ・建設機械の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。
- ・工事用車両の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。
- ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・土砂等の運搬時には、必要に応じて車両の荷台等をシートで被覆する。
- ・舗装工事及び防水工事等は、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める。
- ・工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、公共下水（雨水管）に排水し、適正な排水の維持に努める。
- ・事前にアスベスト含有の有無を調査し、その結果に基づき、関係法令に則って適切に除去・処理を行う。

ウ 廃棄物等処理計画

- ・産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守して、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者へ委託し、適正な処理を行う。
- ・産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正、国土交通省）等に基づき資源化の促進を図る。
- ・建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年神奈川県条例第3号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき資材の有効な利用の促進を図るとともに、適正な処理を行う。

(空白ページ)